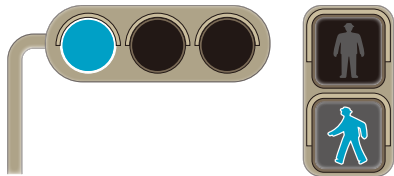
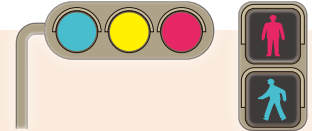


# 交通

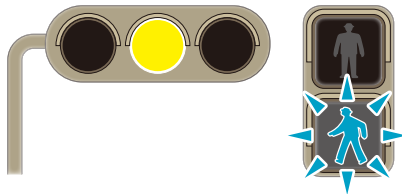
## 1

## 交通ルール・マナー

### 1-1 信号の色の意味



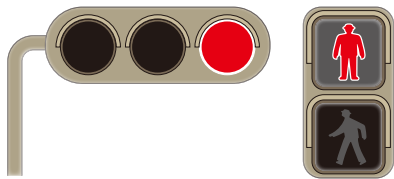
あおいろ すす  
青色：進むことができます。



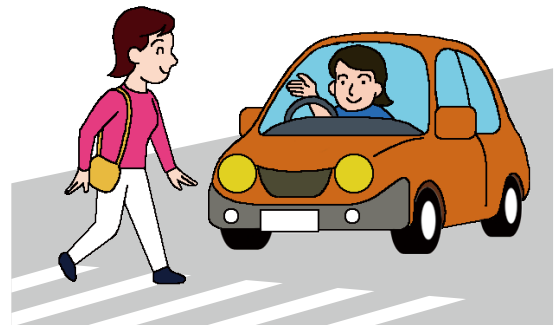
きいろ あおいろ き  
黄色／青色がついたり消えたりする。

くるま と  
：車は止まります。

ひと わた はじ  
人は渡り始めてはいけません。

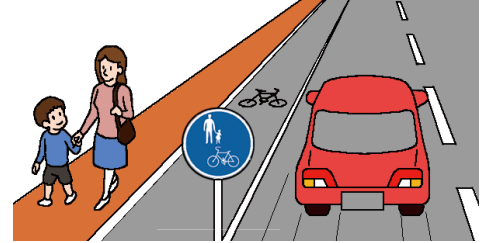
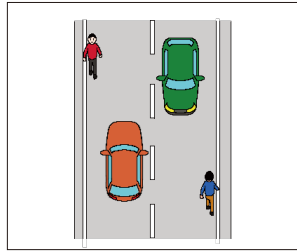


あかいろ と  
赤色：止まります。



## 1-2 道を歩きます

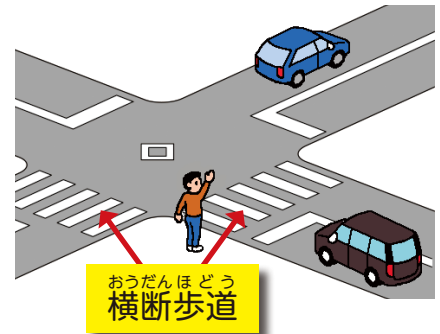
- 歩道<=人が歩くための道>を歩きます。
- 歩道がない所では、道の右側を歩きます。



- 道を渡るときは、信号がある所や横断歩道などを渡ります。

- このマーク→   がある所を渡ってはいけません。

- 横断歩道では、手をあげるなどして、車やオートバイを運転している人に横断歩道を渡ることを伝えます。それから、道が安全かどうかを確かめてから渡ります。



- 道を渡っているときも、車やオートバイが来ていないかよく見ます。

- 踏切の前で必ず立ち止まり、右・左の安全を確かめます。

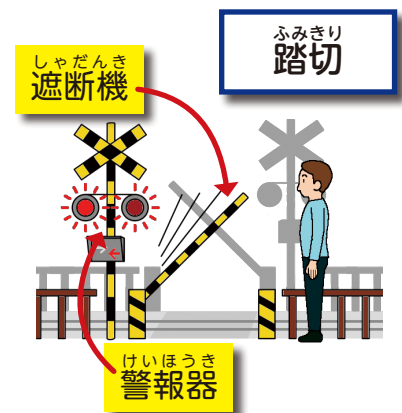
- 踏切では、警報器の音がしているときや、遮断機が下り始めたときは、踏切に入ってはいけません。

- 警報器や遮断機がない踏切もあります。

踏切の前で必ず立ち止まりましょう。

- 踏切から外れて、線路に入ってはいけません。

また、踏切がないところから、線路を渡ってはいけません。



- 夜、歩くときは、明るい色の服を着たり、車のライトが当たると光る物を服や靴、かばんに付けたりして、車を運転する人からよく見えるようにします。
- 高速道路を歩いてはいけません。



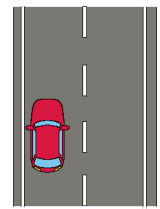
## 1-3 車やオートバイを運転します

### 運転するとき



日本の運転免許証

- 運転免許が必要です。  
→詳しくは「②車やオートバイの運転免許」を読んでください。
- 運転免許証を持っていないとき (家に忘れたときなど) は、運転してはいけません。
- 道の左側を走ります。歩いている人や自転車の近くでは、ゆっくり走ります。
- 信号機や標識などに従って運転します。
- 前の車との距離をあげましょう。
- 必要のない急ブレーキや無理な進路変更はやめましょう。
- 横断歩道を渡ろうとしている人がいたら、横断歩道の手前で止まらなければなりません。
- 運転する人も、一緒に乗る人も、みんなシートベルトをしなければなりません。



- 車くるまやオートバイうんてんを運転うんてんしているとき、携帯電話けいたいでんわ（スマートフォン）つかを使ってはいけません。
- 高速道路こうそくどうろを反対方向はんたいほうこうに走ることはとても危険きけんな運転うんてんです。高速道路こうそくどうろに乗るときは標識ひょうしきなどをしっかりと確認かくにんし、反対方向はんたいほうこうに走らないようにします。
- オートバイを運転うんてんするときは、乗車用ヘルメットじょうしゃようをかぶらなければなりません。「あごひも」もしっかりと締めして正しくただかぶりましょう。
- 踏切ふみきりを通る時は、踏切ふみきりの前まえで止まり、安全あんぜんを確かめてたし通ります。
- 交通事故こうつうじこが起きたら、運転うんてんをやめて、けがしている人ひとを助けて、警察けいさつに電話でんわしなければなりません。  
→詳しくは「④交通事故こうつうじこのとき」をよんでください。



### お酒さけを飲んだとき

- 運転うんてんしてはいけません。
- お酒さけを飲んだ人ひとに車くるまやオートバイかを貸したり、運転うんてんをお願いしたりしてはいけません。
- これから運転うんてんする人ひとに「お酒さけをどうぞ」と勧めすすめてはいけません。



### 子どもこどもを乗せるとき

- 5歳さいまでの子どもこどもを車くるまに乗せるとき、『チャイルドシート』つかを使わなければなりません。6歳さい以上の子どもこどもであっても、体からだが小さくシートベルトちいを正しくただ締められない場合は、チャイルドシートつかを使いましょう。



交通ルールこうつうのことが書いてあるウェブサイト（英語）  
<https://www.npa.go.jp/english/bureau/traffic/index.html>



● 交通違反の罰則<=交通のルールを守らないときのペナルティ>

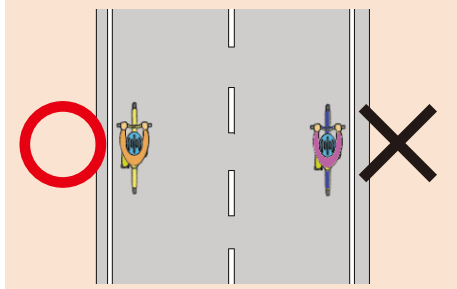
※下の表の他にも罰則<=ペナルティ>があります。

	罰則<=交通ルールを守らないときのペナルティ>	
違反<=警察に捕まる行動>	拘禁刑 <=刑務所などに 入って自由を奪わ れるペナルティ>	罰金 <=払わなくては いけないお金>
無免許運転<=免許を持たずに運転すること>	3年以下	50万円以下
飲酒運転（酒酔い運転） <=お酒を飲んで、酔ったまま運転すること>	5年以下	100万円以下
飲酒運転（酒気帯び運転） <=お酒を飲んで運転すること> (吐き出す息1ℓのアルコール濃度0.15mg以上)	3年以下	50万円以下
妨害運転<=交通事故を起こすなどのとても危険な運転>	5年以下	100万円以下
妨害運転<=危険な運転>	3年以下	50万円以下
スマートフォンなどを使ったまま運転して、 事故を起こすなどの危険な運転をすること ※「ながら運転」とも呼ぶ	1年以下	30万円以下
スマートフォンなどを持って電話したり、 画面を見ながら運転すること ※「ながら運転」とも呼ぶ	6月以下	10万円以下
高速道路で逆走する<=反対の向きに進む>こと	3月以下	5万円以下
事故を起こしたときに、相手を助けないこと ※「ひき逃げ」とも呼ぶ	10年以下	100万円以下
事故を起こしたときに、警察に連絡しないこと ※「当て逃げ」とも呼ぶ	3月以下	5万円以下

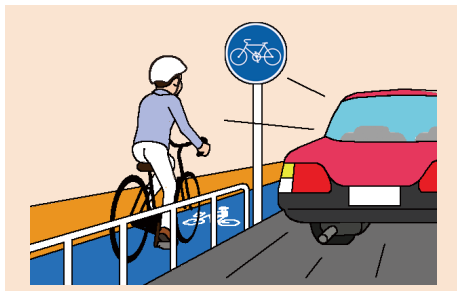
# 1-4 じてんしゃの 自転車に乗ります


- じてんしゃ ほうりつ くるま おな  
自転車は法律では車と同じです。

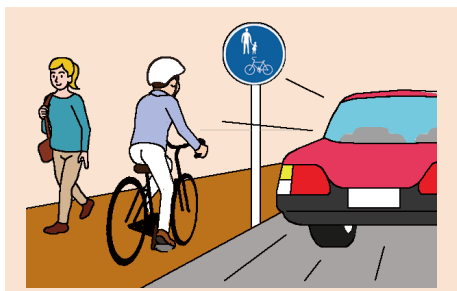
## じてんしゃ はし ところ 自転車が走ってもいい所




くるま はし みち いちばんひだり  
車が走る道の一番左



このマーク→  がある道  
(じてんしゃ みち  
自転車だけの道)



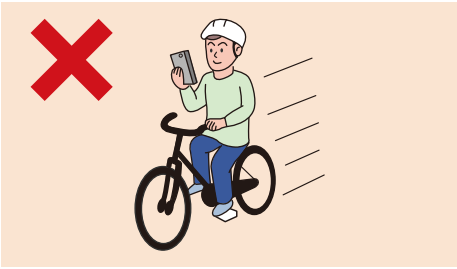
このマーク→  がある道  
(ひと じてんしゃ みち  
人と自転車の道)

- この絵のように、車が走る道に近い所を  
はし  
走ります。
- すぐに止まることができるようにゆっく  
り走ります。
- ある 歩いている人のじゃまにならないように、  
じてんしゃ  
自転車を降りたり、止まったりします。

じてんしゃの  
自転車に乗るときのルール



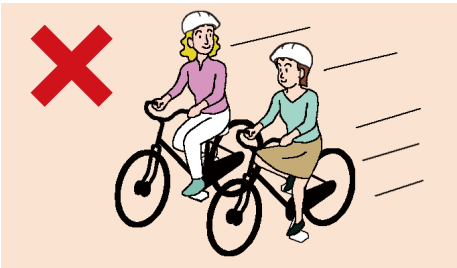
お酒を飲んだとき、じてんしゃに乗ってはいけません。



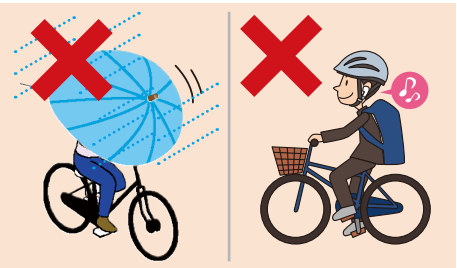
スマートフォン（携帯電話）を使いながら運転してはいけません。



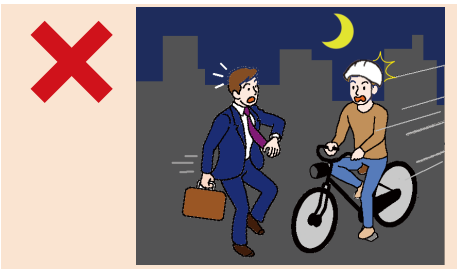
1台の自転車に2人で乗ってはいけません。



他の自転車の横に並んで走ってはいけません。

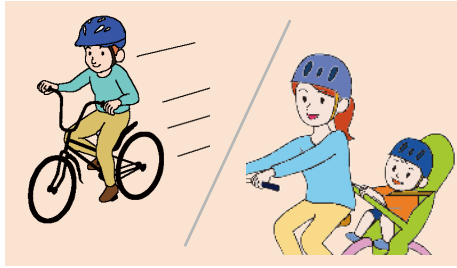


傘をさしたり、イヤホン等を使用して周りの音がよく聞こえない状態で運転してはいけません。



夜など、暗いときはライトをつけなければなりません。

9 交通

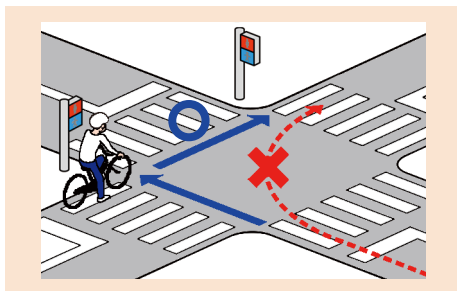


自転車に子どもを乗せるときは、乗車用ヘルメットをかぶせましょう。大人も、自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。



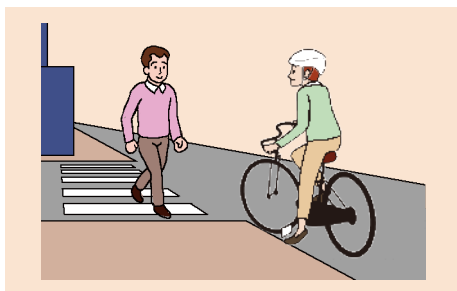
自転車で高速道路を走ってはいけません。

交差点をとおるとき

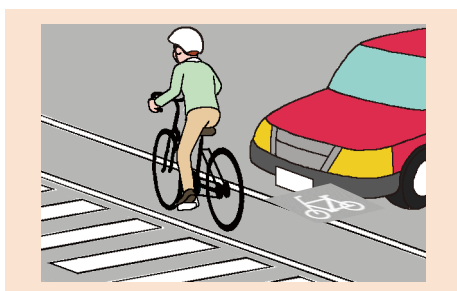


右に曲がる時、この絵の青い線のように進みます。

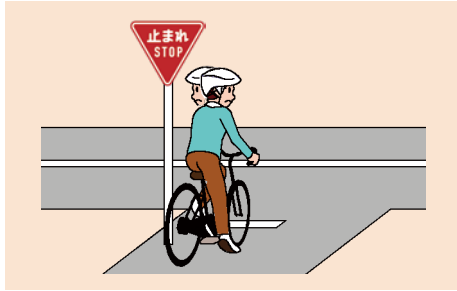
赤い線のように斜めに進んではいけません。



左に曲がる時、歩いている人がいたら、とまります。



交差点やその近くの道に、自転車の絵がかいてあったら、そこをとおります。



このマーク→   がある所では、  
いちどと 一度止まらなければなりません。安全かどうか、  
まわ 周りをよく見てからすすみます。

- 交通事故が起きたら、運転をやめて、けがしている人を助けて、警察に電話しなければなりません。  
→詳しくは「④交通事故のとき」を読んでください。

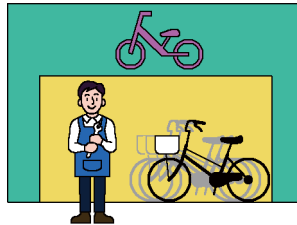
● 交通違反の罰則<=交通のルールを守らないときのペナルティ>

※下の表の他にも罰則<=ペナルティ>があります。

	罰則<=交通ルールを守らないときのペナルティ>	
	拘禁刑 <=刑務所などに 入って自由を奪わ れるペナルティ>	罰金 <=払わなくては いけないお金>
違反<=警察に捕まる行動>		
飲酒運転（酒酔い運転） <=お酒を飲んで、酔ったまま運転すること>	5年以下	100万円以下
飲酒運転（酒気帯び運転） <=お酒を飲んで運転すること> (吐き出す息1ℓのアルコール濃度0.15mg以上)	3年以下	50万円以下
スマートフォンなどを使ったまま運転して、 事故を起こすなどの危険な運転をすること ※「ながら運転」とも呼ぶ	1年以下	30万円以下
スマートフォンなどを <sup>も</sup> 持って電話したり、 画面を見ながら運転すること ※「ながら運転」とも呼ぶ	6ヶ月以下	10万円以下
事故を起こしたときに、相手 <sup>を</sup> 助け <sup>ない</sup> こと ※「ひき逃げ」とも呼ぶ	1年以下	10万円以下
事故を起こしたときに、警察に連絡 <sup>し</sup> ないこと ※「当て逃げ」とも呼ぶ	3ヶ月以下	5万円以下

## じてんしゃ ほけん 自転車の保険

- あなたが自転車で事故を起こしたときのために、保険に入りましょう。あなたがけがをしたときや、他の人にけがをさせてしまったときなどに、保険の会社からお金が出ます。
- 多くの県や市では、保険に入らなければなりません。自転車の店などで聞いてください。



詳しくは、↓を見てください。

<https://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/promotion/index.html>



※ペダル付き電動バイク<モペット>は自転車ではありません。

電動アシスト自転車<=電気の力を使って漕ぐことができる自転車>に見えるものでも、基準を超える電気の力を使って漕ぐことができるものや電気の力だけで進むものはペダル付き電動バイク<=モペット<オートバイ>>になり、運転するときは運転免許が必要であるほか、自賠責保険に加入し、ナンバープレートを取り付けなければなりません。

## 1-5 特定小型原動機付自転車に当てはまる 電動キックボードなどを運転するとき

特定小型原動機付自転車には電動キックボード以外に、自転車やオートバイに似ている形のものもあります。

特定小型原動機付自転車のことが書いてあるウェブサイト  
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>



### 特定小型原動機付自転車の類型について

たのがた  
立ち乗り型



すわのがた  
座り乗り型



じてんしゃがた  
自転車型



### 運転するとき

- 運転免許はなくてもいいですが、16歳未満の人は、運転することができません。
- 大きさや構造が基準にあっていないと、運転免許が必要になります。
- 道の左側を走ります。
- 二人乗りはできません。

- <sup>うんてん</sup>運転しているときは、<sup>かさ</sup>傘や<sup>けいたいでんわ</sup>携帯電話（スマートフォン）を<sup>つか</sup>使ってはいけません。
- <sup>じょうしゃよう</sup>乗車用ヘルメットをかぶりましょう。
- <sup>とくていこがたげんどうきつきじてんしゃ</sup>特定小型原動機付自転車で<sup>こうそくどうろ</sup>高速道路を<sup>はし</sup>走ってはいけません。
- <sup>こうつうじこ</sup>交通事故が起きたら、<sup>お</sup>運転をやめて、<sup>うんてん</sup>けがしている<sup>ひと</sup>人を<sup>たす</sup>助けて、<sup>けいさつ</sup>警察に<sup>でんわ</sup>電話しなければなりません。  
→詳しくは「④交通事故のとき」を<sup>よ</sup>読んでください。



### さけの お酒を飲んだとき

- <sup>うんてん</sup>運転してはいけません。
- <sup>さけ</sup>お酒を飲んだ<sup>ひと</sup>人に<sup>とくていこがたげんどうきつきじてんしゃ</sup>特定小型原動機付自転車を<sup>か</sup>貸してはいけません。

● 交通違反の罰則<=交通のルールを守らないときのペナルティ>

※下の表の他にも罰則<=ペナルティ>があります。

	罰則<=交通ルールを守らないときのペナルティ>	
	拘禁刑 <=刑務所などに 入って自由を奪わ れるペナルティ>	罰金 <=払わなくては いけないお金>
違反<=警察に捕まる行動>		
飲酒運転（酒酔い運転） <=お酒を飲んで、酔ったまま運転すること>	5年以下	100万円以下
飲酒運転（酒気帯び運転） <=お酒を飲んで運転すること> (吐き出す息1ℓのアルコール濃度0.15mg以上)	3年以下	50万円以下
スマートフォンなどを使ったまま運転して、 事故を起こすなどの危険な運転をすること ※「ながら運転」とも呼ぶ	1年以下	30万円以下
スマートフォンなどを持っていて電話したり、 画面を見ながら運転すること ※「ながら運転」とも呼ぶ	6月以下	10万円以下
事故を起こしたときに、相手を助けられないこと ※「ひき逃げ」とも呼ぶ	10年以下	100万円以下
事故を起こしたときに、警察に連絡しないこと ※「当て逃げ」とも呼ぶ	3月以下	5万円以下
信号を守らなかった場合	3月以下	5万円以下
歩道を走った場合	3月以下	5万円以下
車道の右側を走った場合	3月以下	5万円以下

2

くるま うんてんめんきよ  
車やオートバイの運転免許

にほん くるま うんてん ひと  
日本で車を運転できる人は？

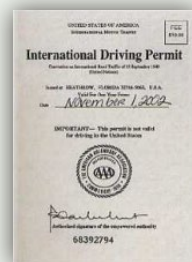
つぎ 次の①か②か③を持っている人です。②と③の運転免許証で運転できるのは、ながくて1年です。

① にほん うんてんめんきよしょう  
日本の運転免許証

② こくさいうんてんめんきよしょう  
国際運転免許証

- 『ジュネーブ条約』という約束で決められた国際運転免許証だけです。

③ じぶん くに ちいき うんてんめんきよしょう  
自分の国や地域の運転免許証と、それを大使館などで日本語にした書類  
(スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾)



にほん うんてんめんきよ と ひと  
日本の運転免許を取りたい人は？

つぎ 次の①か②をします。

① にほん しけん う  
日本の試験を受けます。

どこで : す 住んでいる都道府県にある『運転免許センター』など

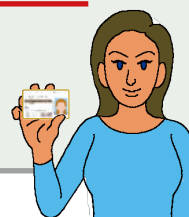
どんな試験 : うんてん ぎじゆつ こうつう しけん め みみ けんさ  
運転の技術や交通ルールの試験、目や耳などの検査

- 試験の前に『自動車教習所』という学校に通う人が多いです。

② じぶん くに うんてんめんきよ にほん うんてんめんきよ か  
自分の国の運転免許から日本の運転免許に替えます。

どこで : す 住んでいる都道府県にある『運転免許センター』など

- 自分の国で運転免許を取った日から3か月以上、自分の国にいた人だけ申し込むことができます。



## 運転免許証を新しくします

- 運転免許証には、いつまで運転できるか書いてあります。



日本の運転免許証

- この日になる前に、運転免許証に書いてある住所にはがきが来ます。
- はがきに書いてある警察署か運転免許センターなどに行って、運転免許証を新しくします。
- 持って行く物は、はがきに書いてあります。

## 住所や名前が変わったとき

- 警察署に行って、運転免許証に新しい住所などを書いてもらいます。
- 持って行く物は、近くの警察署に聞いたり、警察のウェブサイトを見て確認したりしてください。

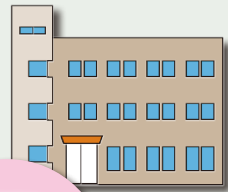
## 交通ルールに違反したときや交通事故を起こしたとき

- 違反や事故の内容によってあらかじめ決められている点数が付きます。
- 過去3年間の合計点数によって、車やオートバイを運転することができなくなることがあります。
- たとえば、ひき逃げをしたときやお酒を飲んで車やオートバイを運転したときは、車やオートバイを運転することができなくなります。
- 運転免許を受けないで車やオートバイを運転すると無免許運転になり、その後、運転免許を取りたいと思っても、あらかじめ決められている期間は、運転免許を取ることができなくなります。

## 3

くるま も ひと  
車やオートバイを持っている人がすることじぶん くるま とうろく  
自分の車を登録します

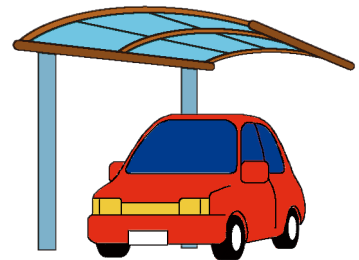
- くるま か 車を買ったときや、もらったときなどは、  
す 住んでいる所にある『運輸支局』や  
けんさとうろくじむしょ 『検査登録事務所』に知らせて、くるま とうろく 車を登録  
しなければなりません。



- とうろく 登録していない車を運転してはいけません。

ぜんこく うんゆしきょく  
全国の運輸支局

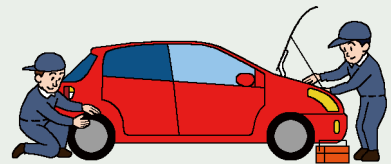
<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

くるま お ばしよ  
車を置く場所

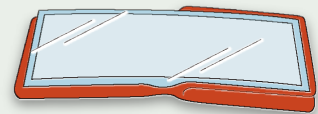
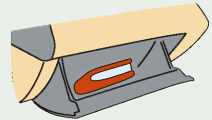
- くるま か 車を買ったときやひっこ越したときは、ばしよ 場所によっては、くるま お 車を置く  
ばしよ ちゅうしゃじょう 場所（駐車場など）をけいさつ 警察に知らせなければなりません。わからな  
いときはけいさつ 警察に聞いてください。

くるま あんぜん しら  
車が安全かどうか調べます

- 1年か2年に1度、車の安全や、空気を汚しにくい車かどうかなどを調べる『車検』をしなければなりません。
- ↓このような看板がある工場などで車検をしてもらいます。

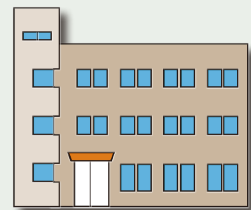


- 車検が終わったら『車検証』という書類をもらいます。
- 運転するときは、車検証をいつも車やオートバイに入れていなければなりません。

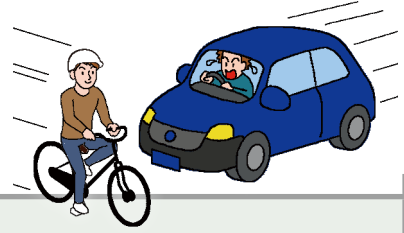


ひ こ  
引っ越したときなど

- 次のときは、住んでいる所にある運輸支局や検査登録事務所に知らせます。
  - 車を持っている人が引っ越したり、名前などが変わったとき
  - 車を使っている人が引っ越したり、名前などが変わったとき
  - 車を持っている人が変わるとき
  - 車を使わなくなったとき
  - 車を外国に持って行くとき



くるま ほけん  
車の保険



- 事故があったときのために『自賠責保険』<=車やオートバイ、電動キックボード、モペット等を持っている人からお金を集めて、事故にあった人を助ける制度>に入らなければなりません。
- 自賠責保険に入っていない車やオートバイ、電動キックボード、モペット等を運転してはいけません。
- 自賠責保険に入ると『自賠責保険証』がもらえます。
- 運転するときは、『自賠責保険証』をいつも車やオートバイ等に入れていなければなりません。
- 事故で他の人にけがをさせてしまったときや、その人が亡くなってしまったとき、保険の会社からお金が出ます。
- 保険会社、車やオートバイ等の店、コンビニなどで自賠責保険に入ることができます。
- 事故で車が壊れたときなどにお金が出る『任意保険』にも入ったほうがいいです。
- 車の事故で重い障害が残ったときは、ナスバ (National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid) から支援を受けることができる場合があります。ナスバに相談してください。



自賠責保険のことが書いてあるウェブサイト

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/overview/index.html>



ナスバのことが書いてあるウェブサイト

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/nini\\_nasva/index.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/nini_nasva/index.html)



じばいせきほけん はい ほけん かいしゃ  
自賠責保険に入ることができる保険の会社

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/  
contract/index.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/contract/index.html)

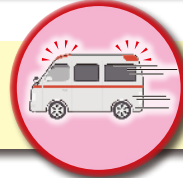


## 4

## 交通事故のとき

1 まず、<sup>くるま</sup>車や<sup>じてんしゃ</sup>自転車<sup>あんぜん</sup>を安全な<sup>ところ</sup>所に止めます。

2 それから、<sup>きゅうきゅう</sup>救急や<sup>けいさつ</sup>警察<sup>でんわ</sup>に電話をかけます。



• けがをした<sup>ひと</sup>人がいるときは **119** に<sup>でんわ</sup>電話をかけて、<sup>きゅうきゅうしゃ</sup>救急車を呼びます。

• けがをした<sup>ひと</sup>人がいるときも、いないときも **110** に<sup>でんわ</sup>電話をかけて、<sup>けいさつ</sup>警察の<sup>ひと</sup>人が来るまで<sup>ま</sup>待たなければなりません。(→ <sup>でんわ</sup>電話のかけ方は **→ P.131, 133** を読んでください。)



3 <sup>びょういん</sup>病院へ<sup>い</sup>行きます。



• <sup>じこ</sup>事故のときに<sup>だいじょうぶ</sup>大丈夫だと思っても、<sup>ほんとう</sup>本当は<sup>けが</sup>けがをしているかもしれません。<sup>びょういん</sup>病院へ行ったほうがいいです。

4 『交通事故証明書』という<sup>しょるい</sup>書類をもらいます。

- <sup>ほけん</sup>保険の<sup>かね</sup>お金をもらうときなどにこの<sup>しょるい</sup>書類が<sup>ひつよう</sup>必要です。
- 『自動車安全運転センター』に<sup>もう</sup>申し込むことができます。

<sup>じどうしゃあんぜんうんてん</sup>自動車安全運転センター

<https://www.jsdc.or.jp/center/tabid/106/Default.aspx>

